

- 二、金一萬圓 日傭人夫約五十名と船業約五十名とに分配すること。
- 三、解雇未了者に對し一人當り金五十圓宛分配すること。
- 四、新採用三百人に對し一人當り百五十圓宛分配すること。
- 五、解雇者七百五十人に對し一人當り四百六十圓宛分配すること。
- 六、外に特別見舞金若干圓

右分配方法左の如し。

三によるもの委員会一任、但し家族數並に出動日數を考慮に入れること。

四によるもの内五十圓を平等に分配すること。

百圓を勤続年數並に日給によつて分配すること。

(但し委員會は二分の一迄減じ得ること、剩餘金は委員長會議に於て處分一任のこと)

五によるもの二百六十圓を勤続年數並に日給によりて分配、百六十圓を爭議團出動日數によりて分配。

四十圓を扶養家族數(十五歳未満、六十歳以上但し不具廢疾者は之に準ず)の按分比例によりて分配すること。

(但し委員會は三分の一を減じ得ること剩餘金は委員長會議一任)

六によるもの委員長會議一任。

而して右分配手當金は其内より各自が爭議中消費組合より配給せられたるもの、代金(一人當り平均五十圓餘と稱せらる)を差引き五月三日より小切手を以て野田商誘銀行より支給せられることとなつたのである。

右處分方法については一般に之を公平妥當なりと認め得る模様である。

次に總同盟が本爭議に費したる諸費用の收支決算を掲げよう。(總同盟發表)

野田醬油會社爭議收支決算報告 (昭和三年五月十日)

自昭和二年九月十六日  
至昭和三年四月二十日

收入合計	一四一、七二二・九四	印刷通信費	一、九七九・五八
支出合計	一四一、六九四・一七	電燈薪炭費	四、五二七・九二
差引	二八・七七	器具材料料	六九九・六五
收入内譯		刑事々件費	五、三一九・八〇
寄附金	三六、三二四・〇九	各委員會補助費	七、〇一〇・〇〇
借入金	三七、七三三・八五	謝禮費	五五〇・〇〇
貸金戻入	七、六九五・〇〇	貸金	七、六九五・〇〇
爭議費用	六〇、〇〇〇・〇〇	借入金返し	三七七・一三五
計	一四一、七二二・九四	失業對策費	五〇〇・〇〇
支出内譯		舟業日傭手當補助	一〇〇〇〇・〇〇
食料	四七、五三三・四二	殘務整理費	三七〇〇・〇〇
家賃會場	一、六二四・八三	計	一四一、六九四・一七
交通費	五、六三四・九七		
蒲團雜費慰安費	三、四三五・四五	日本労働總同盟	
調査訪問宣傳	三、四三〇・三八	關東労働同盟會	
筆墨文具費	三三九・三二	關東釀造労働組合	

三、失業問題